

放射性物質汚染廃棄物等の処理促進に向けた取組について

平成25年2月：宮城県

1 これまでの経緯等

宮城県では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質汚染廃棄物等の処理について、基本的に国のガイドラインに基づいて対応することとし、処理の促進に向けて国に必要な要望を行ってきたほか、8,000Bq/kgを超える指定廃棄物処理の推進のため、国に協力する形で市町村等に働きかけを行ってきたところである。

また、農林水産業分野においては、比較的汚染濃度の高い稲わらの一時保管場所の設置や牧草地の除染などを支援し、畜産業の維持に努めてきたところである。

しかしながら、原発事故から間もなく2年が経過しようとしている現在においても、地域住民の理解が得られないなどの理由により、8,000Bq/kg以下の放射性物質汚染廃棄物の処理がほとんど進んでいない状況にあり、現況を放置すれば、農林水産業の生産活動や水道事業の円滑な実施などに支障を及ぼし、県民生活に多大な影響が発生するものと見込まれる。

さらに、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の市町においては、除染実施計画を策定し、生活圏を中心に除染が開始されており、今後除染が着実に実施されることによって、除去土壌や廃棄物が増大してくるものと想定される。

このことから、宮城県として、処理の進まない8,000Bq/kg以下の放射性物質汚染廃棄物等の処理の方向性を定めるとともに、大きな役割を担う市町村等に対する支援策を検討していくものとする。

2 放射性物質汚染廃棄物等の分類

放射性物質に汚染された廃棄物等で処理を促進すべきものは、大別して以下の3分類とし、8,000Bq/kg以下の廃棄物等を対象とする。

(1) 農林水産業系廃棄物等

稲わら、牧草、ほだ木、果樹の剪定枝、水産物、たい肥

(2) 事業系廃棄物等

浄水発生土、下水汚泥及び焼却灰、維持管理に伴う道路法面・河川敷草木

(3) 除染廃棄物等

除去土壌、枝葉・刈草などの廃棄物

特に、県民生活への影響度合いや農林水産業の生産環境の維持・改善の観点から、農林水産業系廃棄物では牧草とほだ木、事業系廃棄物等では浄水発生土を優先して対応すべき廃棄物等として取り扱う。

なお、8,000Bq/kgを超えるものは、すべて指定廃棄物とし、今後国の責任において設置される最終処分場等において、焼却などの減容化並びに最終処分を行うものとする。

3 保管状況及び処理の方向性

(1) 農林水産業系廃棄物等

- ① 稲わら（約 4,800 トン（指定廃棄物を含む。））
保管状況：一時保管場所又は農家敷地内で保管
処理方法：平均が 10,000Bq/kg を超えていることから、基本的に指定廃棄物として処理
- ② 牧草（約 41,000 トン）
保管状況：農家敷地内や農地で保管
加美町は一時保管場所を確保
処理方法：一般廃棄物との混焼処理（岩手県の知見を参考）後に埋立処分
- ③ ほだ木（約 1,570,000 本（約 29,000 トン））
保管状況：生産者が確保した集積所にて一時保管
処理方法：一般廃棄物との混焼処理（岩手県の知見を参考）後に埋立処分
- ④ 果樹の剪定枝（約 3,300 トン）
保管状況：園地内に保管
処理方法：可能なものは粉碎して自家園地に還元
一般廃棄物との混焼処理後に埋立処分
- ⑤ 水産物
保管状況：なし（出荷制限等に伴って発生すれば冷凍保管）
処理方法：一般廃棄物との混焼処理後に埋立処分
- ⑥ たい肥（約 9,100 トン）
保管状況：農家敷地内又は堆肥センターに保管（滞留）
処理方法：可能なものは自家農地に還元
堆肥センター等に大量に滞留しているものは、悪臭防止対策（完熟化等）を実施後に県内産業廃棄物処分場にて埋立処分

(2) 事業系廃棄物等

- ① 浄水発生土（県：約 12,000 m³、市町等：約 2,000 m³）
保管状況：浄水場敷地内にて一時保管
処理方法：県内産業廃棄物処分場にて埋立処分（再生利用可能分を除く。）
- ② 下水汚泥及び焼却灰（県：約 150 トン（焼却灰））
保管状況：処理場敷地内にて一時保管
処理方法：県内産業廃棄物処分場にて埋立処分
- ③ 維持管理に伴う道路法面・河川敷草木（道路：約 1,000 トン、河川：約 1,400 トン）
保管状況：一部で現地刈り倒し
処理方法：一般廃棄物との混焼処理後に埋立処分（再生利用可能分を除く。）

(3) 除染廃棄物等（今後増加の見込み）

- ① 除去土壌（約 15,000 m³（県推定値））
保管状況：敷地内に地下保管又は地上仮置場保管

処理方法：国が示す処分方法を待つて適切に処理

② 廃棄物（枝葉等）（約 5,000 トン（県推定値））

保管状況：敷地内に地下保管又は地上仮置場保管

処理方法：一般廃棄物との混焼処理後に埋立処分

4 支援体制等

処理を推進する市町村等を重点的に支援するため、新たに庁内関係課からなる「放射性物質汚染廃棄物処理促進チーム」（以下「促進チーム」という。）を設置する。

関係課は、

環境生活部：環境生活総務課、原子力安全対策課、食と暮らしの安全推進課、廃棄物対策課

農林水産部：農林水産総務課、農産園芸環境課、畜産課、林業振興課、水産業振興課

土木部：道路課、河川課、下水道課

企業局：水道経営管理室

とし、事務局を環境生活部廃棄物対策課内に置くこととする。

促進チームは、現状や今後の動向などの情報の共有化を図るとともに、「新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業」をはじめとする国の支援策を最大限活用して処理の促進を図るよう市町村等に働きかけるほか、地域の実情に応じた処理の加速化に向けて、必要とされる支援策を聴取の上、その実現に努めるものとする。

特に、処理を促進するためには、地域住民の理解を得ることが重要な課題となっていることから、市町村等が実施する説明会などを積極的に支援するとともに、県自らもあらゆる機会を通じて安全性の理解向上を図っていくものとする。

なお、除染廃棄物等の処理促進にあたっては、環境生活部原子力安全対策課内に設置している「除染支援チーム」と連携しながら進めるものとする。

5 具体的な支援策の例

- ◆ セミナーや研修会などの機会を通じた住民理解の促進【環境生活部、農林水産部】
- ◆ 実施主体となる市町村等の要望の聴取【環境生活部、農林水産部】
- ◆ 先行県の視察を通じた理解の向上【環境生活部、農林水産部】
- ◆ 市町村等が策定する処理計画への技術的助言【環境生活部】
- ◆ 住民説明会等への積極的な関与【環境生活部、農林水産部】
- ◆ 産業廃棄物処理業者の理解の促進【環境生活部、農林水産部、企業局】
- ◆ 一時保管への支援【農林水産部】
- ◆ 既存焼却施設の改修やモニタリング機器整備等への支援【環境生活部】
- ◆ 地域住民に対する処理状況の情報発信への支援【環境生活部】
- ◆ 継続的な支援など国への要望活動【関係部局】